

## ☆「医療的ケア児」の訪問看護、報酬手厚く 厚労省方針

朝日新聞デジタル 2017年11月16日

<http://digital.asahi.com/articles/ASKCG5KKTKCGUTFK00Y.html>

＞ 厚生労働省は日常的にたんを吸引したり、管を通じて胃や腸に栄養を入れたりする「医療的ケア児」への訪問看護について、来年度から診療報酬を手厚くする方針を固めた。医療的ケア児やその家族が、病院ではなく自宅で安心して暮らせる体制を整える狙いだ。

15日の中央社会保険医療協議会（厚労相の諮問機関）で提案し、議論する。医療技術の進歩で重い病気の新生児が助かる確率は高まっている。厚労省によると、19歳以下の医療的ケア児は2015年時点で約1万7千人いて、この10年間で2倍近くとなった。

歩ける子から寝たきりの子まで状態は様々だ。訪問看護師がケアのために1時間半を超えて滞在した場合に報酬が加算されるが、子どもが歩けるケースでは加算は週1回にとどまる。厚労省はこの加算がつく回数を増やすなどして、報酬を手厚くしたい考えだ。

15歳未満の訪問看護の利用者数は、05年の約2400人から17年には約1万4千人と急増。ただ、人材不足などから「小児の訪問看護は困難」と考える訪問看護ステーションも多い。…などと伝えています。

### \*訪問看護ステーション、さらなる機能強化に向けた報酬見直しを-中医協総会（2）

メディ・ウォッチ 2017年11月15日 | 2018年度診療・介護報酬改定

<http://www.medwatch.jp/?p=16904>

＞ 訪問看護ステーションのさらなる機能強化を進めるため、【24時間連絡体制加算】を廃止して、【24時間対応体制加算】に一本化してはどうか。また患者の複数の主治医がおり、それぞれが訪問看護指示書を出しているような場合に、全体像を把握できる仕組みを設けてはどうか。さらに医療的ケア児への訪問看護がより充実するような見直しを、2018年度の次期診療報酬改定で行ってはどうか。11月15日に開催された中央社会保険医療協議会・総会では、「訪問看護」をテーマとしたこういった議論も行われました。

ここがポイント！

- 1 機能強化推進のため、24時間の『対応』体制のみを加算で評価
  - 2 看護補助者と同行する訪問看護、一定の回数制限を導入
  - 3 ストーマ造設患者への専門知識・技術持つ看護師の対応を評価してはどうか
  - 4 一部で「リハ専門職のみの訪問看護」が横行、看護職の関与を必須に
  - 5 複数の主治医が訪問看護を指示する場合、全体像を把握できるような仕組みを
  - 6 医療的ケア児への十分な訪問看護、過疎地での訪問看護などの確保を目指す
- …などと伝えています。



△厚労省：中央社会保険医療協議会 総会（第 370 回）議事次第 ← 1 1 / 1 5 開催  
保険局医療課企画法令第 1 係

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000184400.html>

>○在宅医療（その 4）について 総－ 5（PDF：5,776KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000184704.pdf>

\*同協議会総会（第 369 回） 議事次第 ← 1 1 / 1 0 開催

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000183540.html>

>○在宅医療（その 3）について 総－ 2（PDF：5,835KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000184390.pdf>

\*これまでの同協議会の議事録や資料などは下記を

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo.html?tid=128154>